

生駒市消防本部訓令甲第4号

生駒市消防事務決裁規程及び生駒市消防職員懲戒取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月31日

生駒市消防長 有地 正伸

生駒市消防事務決裁規程及び生駒市消防職員懲戒取扱規程の一部を改正する訓令

(生駒市消防事務決裁規程の一部改正)

第1条 生駒市消防事務決裁規程(平成7年4月生駒市消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第5条第3項中「消防部長」を「本部次長」に改める。

第7条(見出しを含む。)中「消防部長」を「本部次長」に改め、同条第10号及び第13号中「400万円」を「300万円」に改める。

(生駒市消防職員懲戒取扱規程の一部改正)

第2条 生駒市消防職員懲戒取扱規程(昭和49年7月生駒市消防本部訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項並びに第7条第2項及び第3項第1号中「消防部長」を「本部次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。